

別 記

第 1 号様式 (第 2 条第 1 項)

社会福祉法人設立認可申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

設立者又は設立代表者

申請者 住 所

氏 名

社会福祉法人の設立に係る定款の認可を受けたいので、社会福祉法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
法人の名称			
事業の種類類	社会福祉事業	第一種	
		第二種	
	公益事業		
	収益事業		

資産	純資産 ⑤-⑥		内 訳					⑥負債	
			社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④		
	①基本財産	②その他財産	円	円				円	円
役員等となるべき者	理事 監事 評議員 の別*	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等（該当に○）				他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

第2号様式（第2条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

社会福祉法人設立認可可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の設立
に係る定款について、下記のとおり通知します。

記

- 1 認可します。
- 2 認可しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第3条第1項）

社会福祉法人定款変更認可申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地
申請者 法人の名称
理事長の氏名

定款の変更の認可を受けたいので、社会福祉法第45条の36第2項の規定により、次のとおり申請します。

定 款 の 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

第4号様式（第3条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

社会福祉法人定款変更認可可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の定款
の変更について、下記のとおり通知します。

記

- 1 認可します。
- 2 認可しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第4条第1項）

社会福祉法人定款変更届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地

届出者 法人の名称

理事長の氏名

定款の変更をしたので、社会福祉法第45条の36第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

定 款 の 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由	
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	変 更 年 月 日	変 更 理 由

第6号様式（第5条第1項）

社会福祉法人解散認可・認定申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

主たる事務所の所在地
 申請者 法人の名称
 理事長の氏名

社会福祉法人の解散の認可・認定を受けたいので、社会福祉法第46条第2項の規定により、次のとおり申請します。

解散の理由							
資産	純資産 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業 用 財 産		③ 公益事業 用 財 産	④ 収益事業 用 財 産	⑤ 財産計 ①+② +③+④	⑥ 負 債
		① 基本財産	② その他財 産				
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産 処分方法							

この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から3号に掲げる書類を添付すること。

第7号様式（第5条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

社会福祉法人解散認可・認定可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人 の解散
について、下記のとおり通知します。

記

- 1 認可・認定します。
- 2 認可・認定しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式（第6条第1項）

社会福祉法人解散届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

届出者 住 所
（清算人） 氏 名

社会福祉法人を解散したので、社会福祉法第46条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

解散した法人の 名 称	
解散した法人の 主たる事務所の 所在地	
解散した法人の 理事長の氏名	
解 散 年 月 日	
解 散 した 理 由	

第9号様式（第7条第1項）

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称

理事長の氏名

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称

理事長の氏名

社会福祉法人の合併の認可を受けたいので、社会福祉法第50条第3項の規定により、次のとおり申請します。

合併の理由			
合併により消滅する法人の名称			
合併後 存続する法人 の種類	主たる事務所の所在地		
	法人の名称		
	社会福祉 事業	第一種	
		第二種	
	公益事業		
収益事業			

資産	内 訳											
	純資産 ⑤-⑥		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④		⑥負債			
	①基本財産	②その他財産										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
合併後 存続する法人	役員等	理事 監事 評議員 の別※	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況		
					事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名	
		引き続き役員等となる者										
	新たに役員等となる者											

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

第10号様式（第7条第1項）

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）

年 月 日

（宛先）浦安市長

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称
 理事長の氏名
 設立事務共同執行者
 住 所
 氏 名

主たる事務所の所在地

申請者 法人の名称
 理事長の氏名
 設立事務共同執行者
 住 所
 氏 名

社会福祉法人の合併の認可を受けたいので、社会福祉法第54条の6第2項の規定により、次のとおり申請します。

合 併 の 理 由			
合併により 設立する法人 種類	主たる事務所の所在地		
	法 人 の 名 称		
	社 会 福 祉 社 事 業	第 一 種	
		第 二 種	
	公 益 事 業		
収 益 事 業			

資産	純資産 ⑤-⑥	内 訳									
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債				
	①基本財産	②その他財産	円					円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円			
合併により 設立する法人	役員等となるべき者	理事 監事 評議員の 別*	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の理 事長への就任状況	
					事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

第11号様式（第7条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

社会福祉法人合併認可可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉法人の合併について、下記
のとおり通知します。

記

- 1 認可します。
- 2 認可しません。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。